亀山市 健康福祉部 長寿健康課

令和2年度 産婦健康診査県外等受診費の一部助成について

亀山市では、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から切れ目のない支援体制を整備するため、県外等の医療機関や助産所において産婦健康診査を受診した人に対し、その費用の一部を助成します。

記

< 対 象 者 > 亀山市に住所を有し、概ね産後2週間または産後1か月に、県外等の医療機関や助産所で 産婦健康診査を受診する産婦

< 受 診 内 容 > 市が県内契約医療機関等と委託契約している健康診査の内容(全て実施の場合が対象)

<助成上限金額> 1回5,000円

< 助成回数 > 出産1回につき、2回以内(概ね産後2週間または産後1か月)

〈申請受付期限〉 健康診査を受診した日の属する年度の末日

受診日が令和3年3月31日以前の場合: <u>令和3年3月31日(水)</u> 受診日が令和3年4月 1日以降の場合: <u>令和4年3月31日(木)</u> ※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください。

<助成方法>

- (1) 受診費用は医療機関に全額支払ってください。
- (2) 下記の①②③を長寿健康課へ提出してください。

申請時には、通帳と印鑑(認め印可。シャチハタ不可)をご持参ください。

①助成金交付請求書(様式第1号)(申請者記入) ※請求者(産婦)と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

- ②助成金領収書(様式第2号)(医療機関記入)
 - ※医療機関が発行する産婦健康診査に係る支払額が確認できる書類でも可(コピー不可)
- ③ 产婦健康診査結果票(A4 両面)
- (3)後日、助成金を指定された口座に振り込みます。

※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の方へ

通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込みが可能です。

【問合せ窓口】

亀山市 健康福祉部 長寿健康課 健康づくりグループ

住所: **〒**519-0164

三重県亀山市羽若町 545 亀山市総合保健福祉センター

電話:0595(84)3316 ※平日8:30~17:15